

杉並区告示第 505 号

高齢者の医療の確保に関する法律第112条及び、地方自治法第231条の3第4項により準用される地方税法第20条の2に基づき公示送達する。

なお、送達すべき書類は杉並区保健福祉部国保年金課に保管している。該当者から請求があればいつでも交付する。

令和 8 年 10 月 13 日

杉並区長 岸本 聡子

記

1 該当者

別紙一覧のとおり

No.	氏名	備考
1	轟 メリ子	
2	山下 明美	
3	芝崎 節子	
4	森川 精子	
5	横倉 時次郎	
6	下山 修一郎	
7	小川 孝悦	
8	五味 幾子	
9	杉山 茂夫	